



禁煙ジャーナル

■発行人 一般社団法人 タバコ問題情報センター [代表理事・渡辺文学]

No. 345

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-1-4 九段セントラルビル 203

TEL : 03-3222-6781 FAX:03-3222-6780

《郵便振替》00120-0-159803 【印刷】遠藤印刷 1部 500円

JTのSDGsとFCTCの曲解による 新たたばこ宣伝戦略を告発する ～教育現場への悪影響も深刻～

JT(日本たばこ産業)は、近年、CSR(企業の社会的責任)活動や SDGs(持続可能な開発目標)の取り組みに重点を置き、環境保全などでの「地域社会への貢献」を謳いつつ、地方自治体などに接近して「喫煙所」の設置に協力したり、「SDGs貢献プロジェクト」を編成して、各種団体に助成金をバラまいています。これは、何か“良いことをやっている会社”という印象を植え付けようとしていることにはなりません。本紙1-2月号(No.337)では、とげぬき地蔵尊高岩寺住職・医師の来馬明規氏が「SDGsは『反タバコ』が真髓」と喝破、JTの“まやかし”を徹底的に追及しました。

今回は、この同じテーマについて、国立がん研究センターの安藤絵美子氏が、「福島民報」と「高知さんさんテレビ」での出来事をメインに、鋭く追及して頂きました。(編集長・渡辺文学)

全ての拡販政策から撤退を

国立がん研究センター 安藤絵美子



「SDGs」という言葉は今や多くの人に周知されているだろう。SDGsは、2015年、国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」*の略称である。

詳細は、本誌No.340

(2022年5月1日発行)をご参照頂きたいが「2030年までに持続可能でよりよい社会を作る国際目標」(外務省ホームページより)と掲げられたこの活動には、17の目標と169のターゲットが掲げられている。

例えば、貧困の終了、経済成長と雇用の促進、エネルギーのアクセス、気候変動への対処や持続可能な消費と生産などである。

そのうち、目標3が「保健」で「あらゆる年齢のすべての人々の健康、福祉を促進する」とされている。その細分項目目標3aは「すべての国々において「たばこの規制に関する世界保健機関条約」(FCTC)の実施を適宜強化する」、さらに、目標

3.4では「2030年までに、非感染症による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1に減少させ、精神保健および福祉を推進する」とある。

このようにSDGsにはFCTCの達成を後押しする役割も担っている。日本たばこ産業㈱(以下JT)は、このSDGsに目をつけた。

そもそも、FCTC第13条では、たばこ広告、販売促進、スポンサー活動を禁止している。CSR広告もたばこ産業によるものであれば、たばこ産業の宣伝活動と解釈され、第13条に抵触し禁止されるべきとされている。(第5条第3項では、たばこ産業からの公衆衛生政策の保護が盛り込まれている。)にも関わらずJTはCSR活動に取り組み、SDGsへの貢献を日本国内外で積極的に宣伝している。また、JTは他の様々なSDGsの取り組みやJTのその宣伝に巧妙に紛れ込んでいる。ここでは、そのうち2例を紹介する。

■巧妙な福島民報への広告

まずは、福島民報に掲載されたJTの広告記事である。(そもそも前述の通り、FCTCではたばこに関する広告の掲載を禁止している)。

2022年5月15日号に掲載された「日本たばこ㈱福島支社新体制メッセージ」という広告記事で、JTはSDGsを利用した。(図1=2頁に)

-* 1頁からの続き -

記事ではSDGsへの取り組みを通してたばこ産業への好印象を持たせるとも解釈できる一文が掲載されている。本文中では「より地元福島県に密着したCSRやSDGsの取り組みを推進し、弊社の想いであるたばこを吸う人も吸わない人も、それぞれが認め合うことができる『互いに共生できる社会』実現に向けて県内各地の皆様とともに様々な取組みを続けてまいりたいと考えております」と述べられている。



図1. 福島民報 2022年5月15日付のJT広告記事

なお、同記事では具体的な取組として、分煙環境の促進「ポイ捨てたばこを拾うことで街への愛着を深める」などが挙げられているが、東日本大震災で甚大な被害を受け、今もなお復興の道半ばである福島県の読者は、特に「東日本大震災復興支援」というメッセージに、ポジティブな感情を抱かずにはいられないだろう。

■ JTに感謝状を贈った高知市長

さらに、SDGsとの関連をおわせる事例が、高知のローカルテレビニュースである。同年同月10日、高知さんさんテレビのニュースで、高知市市長がJT高知支社長に対してなんと感謝状を贈呈する映像が流れたのだ。これは公園内に屋外喫煙施設の設置をするにあたり、JTが高知市に協力したことによるものである。しかも、感謝状が贈呈される際、その後方には、SDGsのロゴが明記されたパネルが掲げられており、JT高知支社長インタビューの際には、SDGsのロゴが画面にはっきりと映し出されている（図2）。



図2. 2022年5月10日付高知さんさんテレビでJT高知支社長インタビュー

これでは、視聴者にあくまでもこの取り組みがSDGsに沿うものであるという解釈を与えかねない。この高知市とJTの協働は、日本の義務であるFCTCの第5条第3項およびSDGs3a、政府およびそれに準じる機関が関連するガイドラインの実装への実質的な反抗である。

■ JTの欺瞞的広報戦略を防ぐには

福島民報と高知さんさんテレビの事例は、日本のマスメディアや自治体に、SDGsおよびFCTCの内容と理念が正しく理解されていない可能性を示唆するものである。実際、WHO MPOWERに含まれる「たばこ広告禁止」の項目について、日本は「不可」と評価されている（図3）。

図3. 日本のたばこ規制対策の現状

	WHOの政策パッケージ	日本	英国
M	たばこ使用と政策のモニタリング	優	優
P	受動喫煙禁止のための法規制	可	優
O	禁煙支援・治療	良	良
W	たばこの危険性の警告表示	良	優
E	マスメディア・キャンペーン	優	優
	たばこの広告・販促・後援の禁止	不可	良
R	たばこ税の引き上げ	良	優

※他国との比較のため例として英国への評価を併記

これらの広告からは、JTがSDGs推進として、喫煙者も非喫煙者も互いを理解し、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を目指すというメッセージがうかがえる。

しかし、二つの事例が示すように、JTのCSRや広報戦略は、SDGsの目標やFCTCと根本的に相違しない。たばこ産業の「欺瞞的」とも言える広報戦略を防ぐには、行政やすべての産業セクターが、SDGsを、そしてその土台となっているFCTCを正しく理解することが必要だ。

たばこ産業のSDGsを曲解した広報戦略には、別の懸念がある。教育現場のSDGs活動への悪影響である。2020年の新学習要領の開始以来、小中学校、高校及び大学では、授業やサークルなどでSDGs

たばこ規制 世界的に拡大傾向

一何らかの規制は 67 カ国に—

日本財団会長 笹川 陽平



たばこ規制について、各国の状況を各報道から拾ってみた。

アイルランドは 2004 年、屋内を禁煙とする法案を初めて施行。その後、ウルグアイ、トルコでも同様の法律が成立。世界保健機関（WHO）の調査では、

2020 年時点では 67 カ国が禁煙だけでなく、販売や宣伝を対象にした規制も進んでいるという。

■若者の喫煙率激減したフィリピン

フィリピンでは、喫煙に批判的だったドゥテルテ大統領（当時）が、歩きたばこの禁止と罰金制度を導入。特にルソン島のバランガ市では 2010 年に禁煙条例を導入し、子どもが大人になってもたばこを吸わせないキャンペーンを展開。たばこ業界と法廷闘争になったが、若者の喫煙率は激減したそうだ。

イギリスでは 2015 年、たばこの陳列販売を禁止。2016 年以降、ブランドのロゴを使った宣伝も禁止。政府は 2030 年までに南部イングランド全域を禁煙にし、喫煙者を人口の 5 % にする目標を設定している。

ブラジルは 2009 年より電子たばこも販売禁止。香港も同じ。

■たばこのない国めざすNZ

ニュージーランドは、2009 年以降に生まれた子どもが生涯にわたり、たばこを吸えなくなるための法改正案を国会に提出した。賛成多数で年内に可決、成立する公算が大きい。現行法では 18 歳から喫煙可能だが、合法的に喫煙できる世代が次第に寿命を迎え減少し、やがて「たばこのない国」が誕生すると見込む。加熱式たばこや電子たばこは一定の規制の下で当面は容認する。ちなみに、たばこ 1 箱 30~40 ニュージーランドドル（日本円で 2550 円~3400 円）である。

ベトナムでは、たばこの吸い殻ポイ捨てには 10 万~15 万 VND（約 574 円~862 円）の罰金が科せられる。

■マレーシアも喫煙根絶へ

マレーシア政府が、たばこ規制の大幅な強化にかじを切ろうとしている。保健省が 7 月末、18 歳以下の未成年の喫煙を生涯を通じて禁止する

「2022 年たばこ製品・喫煙規制法案」を連邦議会で審議にかけた。

施行されれば、喫煙者だけでなく販売事業者にも罰金が科される。愛煙家の反対や、密輸品の増加を危惧する声が上がっているほか、大手メーカーなど関連産業への打撃も懸念されている。

同法案は、2007 年 1 月 1 日以降に生まれた国民のたばこ製品と代替品、喫煙道具の購入および使用、これら製品の販売、宣伝などを禁止する内容で、法律の施行日に 18 歳に達していない国民も対象に含まれる。政府は、若年層の喫煙を全面的に禁止することで、40 年までに国内での喫煙習慣を根絶する狙いだ。

同様の法案が提出された国は、ニュージーランドに次いでマレーシアが世界で 2 番目だという。

カイリー・ジャマルディン保健相が 7 月 27 日に法案を連邦議会下院の第一議会に提出。法律に違反し場合は、500 リンギ（約 15,000 円）の罰金や地域奉仕を命じることなどを検討している。

【ささかわ・ようへい／2022.9.29 ブログより】



—* 2 頁からの続き —

の学びと実践に取り組んでいる。その児童、生徒、学生らは、図 1 や図 2 のようなニュースにどのような印象を受けるだろうか。まるでたばことの共生が、SDGs の実践として正しいかのような、誤った解釈を植え付けかねない。教育現場でも表面的でない一步踏み込んだ SDGs への理解が必要だ。

■FCTC にも貢献する道は

しかし、次のような形なら、たばこ産業も欺瞞的な動きをとらずにも、SDGs に参画できる。要は、FCTC のガイドラインの実施と徹底、すべての CSR、たばこ広告や販売促進、スポンサー活動からの撤退、である。

同様に、たばこおよび他のニコチン含有製品の販売をやめることで、FCTC にも貢献できる。

JT の欺瞞的な広告戦略から SDGs の理念を守り、その目標が達成されるには、その内容と背景が正しく理解され、包括的で厳格なたばこ規制がなされなければならない。それは同時に FCTC の達成にもつながることを意味する。

SDGs の達成には、まずは関係者が SDGs についてさらに踏み込んで知りおく必要があることを、今回紹介した事例は教訓として我々に伝えてくれている。

【あんどう・えみこ】

* «SDGs=Sustainable Development Goals»

* «FCTC=Framework Convention on Tobacco Control»

自己決定権、愚行権に異議あり

～奇怪な玉巻氏のタバコ規制論～

仙台市 齊藤 由美

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の制定や見直しに関わった東海大学名誉教授の玉巻弘光氏が、『中央公論』11月号で「現代社会では、国家による国民の健康問題への干渉と、個人の自己決定権尊重要求とのせめぎ合いが起きている」と語り、「愚行権」まで持ち出して、ある意味では“たばこ擁護”的主張を展開しました。

さっそくこの意見を、小紙読者有志の方々にお送りしたところ、「展望台」筆者の齊藤由美氏と、中央大学名誉教授の中西又三（ゆうぞう）氏から、鋭い批判文が寄せられましたので、お二人から頂いた原稿の全文を紹介させて頂きます。（渡辺文学）

『中央公論』11月号に奇妙な文章が載った。筆者は法律家の玉巻弘光氏。「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の制定や見直しなどに関わってきたという。立派な肩書を持つ人が書いた珍妙な文章を、私は首を傾げながら読んだ。



■自己決定権重視なら法律はいらない

玉巻氏は「タバコ規制の問題を考えるときには、『自己決定権』という視点は外せないと考えます」と語る。そうだろうか。喫煙者が自己決定してきた結果、問題が起き、法規制の必要に迫られてきたのではないか。そもそもニコチン依存者に自己決定は無理だ。規制を環境問題と健康問題に分ける必要もない。「私事に関する自己決定権」は公共の福祉に反しない限り、という条件が付くのであり、酒や砂糖と並べて語るものでもない。

■吸わなければ解決する

玉巻氏は「受動喫煙そのものを完全になくすことではなく、法的に看過できない程度まで健康に影響を生じさせる『望まない受動喫煙』を防ぐという視点が大切」等と語るが、「法的に看過できない程度」をどうやって把握、設定するつもりなのか。人によって煙の感受性は違うのに。

確かに有害なものは数々ある。が、タバコは吸わなければ問題は全て解決する。喫煙者の自己決定に任せたら、被害者は救われない。喫煙者も将来、自分の自己決定を後悔することになる。

屋外なら大丈夫、なんてエビデンスも、私の知る限り無い。「路上喫煙」は受動喫煙防止の観点

から見て問題ない、なんて根拠も無い。玉巻氏の考えは、無責任ではないか。

世界の潮流を見ても、ニュージーランドやマレーシア等では、禁煙国になる道筋となる法律の検討を始めている。SDGs3aには、タバコ規制の推進が明示されている。

WHOはタバコ使用そのものをやめるよう勧告している。玉巻氏は知らない過ぎる。

また玉巻氏は、海外からの客が大阪市の路上喫煙全部アウトで屋内禁煙は徹底されていないことに戸惑うではないかと心配しているが、それなら屋内禁煙も徹底すればいい。氏は「（神奈川県は）小さな旅館などは条例による規制を努力義務にとどめました」と自画自賛？しているが、努力は義務だ。とどめるも何も、義務を果たさなくても良いというのであれば、自身が制定に関わった条例は「絵に描いた餅である」と言っているようなものだ。

隠れて喫煙されるよりマシだから、税収で市内随所に喫煙所を整備するというのも可笑しな考え。喫煙者がいなければ喫煙所を造る必要もない。タバコ税収は全て禁煙推進に充てるべきである。

■合法であることによる弊害

玉巻氏は「愚行権」まで持ち出し、喫煙を擁護する。そんな人が神奈川県たばこ対策推進検討会座長、条例見直し検討部会会長を務めていることに私は不安を覚える。恐らく玉巻氏は、合法か違法かの観点から主張しているのであろうが、もっとタバコの本質に基づいて考えて欲しい。

昔は嗜好品と言われ、今もそう信じている人も少なくないが、タバコが大麻やヘロインより依存性の高い薬物であり、年に13万人以上の国民の命を奪う毒物である。

ロシアンルーレットは危険だからやめましょうというのと同様、タバコをやめましょうと言うのは、人間として、行政として当然のこと。行政が国民をあるべき場所に導くのは望ましいこと。

タバコが合法であることにより錯覚するのかもしれないが、愚行権や自己決定権は、公共の福祉より優先させるべきものではない。国家と個人の「せめぎ合い」の揶揄は、不適切だと私は思う。

むしろ、そろそろ国民は、タバコを合法のままにしていて良いのかを議論すべき時期に来ているのかもしれない。

【さいとう・ゆみ=「展望台」（隔月）筆者】



玉巻教授のたばこ論 —この「談」の責任は？—

中央大学名誉教授 中西 又三

玉巻弘光氏（以下この稿では「氏」と表記）の「たばこ規制について考える」（『中央公論』2022年11月号）は「神奈川県たばこ対策検討委員会座長」としての立場において発表されたものなのでしょうか。仮にそうであるとすると、神奈川県としてもそれなりの責任をとってもらうことになります。

しかしそう大上段に振りかぶっても、これはもともと「談」であり、氏が「論じたものではなく」、中央公論編集部ないしその記者が、氏から話を聞いてとりまとめたもので、その内容についての責任は「編集部」ないし「記者」にあり、県としてはその内容に責任を持つ限りではない、また、「談」は氏の個人的見解だというお決まりの応えが返ってくることが予想されるので、論じ方として生産的でないということになるでしょう。

しかし氏は複数回にわたって、氏が取りまとめに関与したとする「県受動喫煙防止条例」の基本的考え方の権威付けに使っていると見られるところがあるので、その「談」の内容に県としても、一定程度の関心と責任を分有することが必要でしょう。また「談」とはいえ、これを取りまとめ公表した天下の公器たる中央公論社にも同様のことといえます。なぜなら、氏の「談」には次のような問題があるからです。

■喫煙と自己決定権・愚行権

氏の基本的な考えは「たばこを吸うことは個人の自由だ」「憲法が保障する自己決定権」の対象だとするところにあります。

氏の論法は次のようです。

一自己決定権は、憲法のほとんど、教科書に載っている「言葉」であり、自由で独立した人格を認められる個人は自分の責任で自分自身を決定する権利がある。たばこを吸うか、酒を飲むか…こういったことは全部、個人が自分の責任において決定できる権利を有する—

氏はこの自己決定権を「談」の後半で愚行権にまで発展させ「愚か」と承知でやっている他人の行為を、他者が無理にやめさせる権利はあるのだろうか、としています。

文章は問い合わせで終わっていますが「できない」というのが率直な読み方でしょう。自己決定権のところでは、喫煙、飲酒、砂糖摂取が例にあげられていますが、愚行権ではギャンブルが例にあげられています。

しかし両者の論理構成は同じなので、過度な喫煙・飲酒・砂糖の摂取も、おとなしく言えば自己

決定権の行使の問題であるが、よりくだけた言い方をすれば、自分の健康を害する愚行ではあるが、愚行権の一つとして他人にとやかく言われる必要のないことだということになります。そう見ると、氏が喫煙権の制限について「法的に看過できない」「望まない受動喫煙」を防ぐという視点が大切だというのも、論理的に貫していることになり、また、WHOをはじめとする国家による国民の健康問題の「干渉」は、自己決定権尊重・愚行権とのせめぎ合いだということになります。

このせめぎあい論を、愚行権との関係で敷衍すると「望まない受動喫煙」は、他者との関係なので愚行権の対象ではなく、正当な範囲であれば国家の干渉も許されるが、自己の行為に関する愚行権についての国家の干渉は基本的に許されないか、許されるとしても、極めて限定された場合に限られるという結論になりそうです。

自己決定権は憲法上の明示的権利ではなく、憲法13条に定める幸福追求権の一環であると考えられます。

しかし、氏が主張する愚行権の例としているギャンブルは、それが社会に及ぼす諸問題、悪影響から刑法、行政法規による規制の対象となっているものなので、他からの干渉を受けるべきでない愚行権なるものがそもそも存在しうるのか疑問なのではないでしょうか。

憲法上の幸福追求権は、また自己決定権も「公共の福祉」による制約を受ける重要な権利ですから、その議論については単なる呆「談」ではなく、もう少しきちんとした論理構成をもってほしかったと思います。

■屋外の喫煙とWHO

上記のような理論構成から、氏は根源的な自由権を制約するWHOや政府の施策に反対のようですが。それにしては、WHOも屋外喫煙の禁止はしていないと、自己の持論に都合よいところでは、WHOに「よりそって」います。もっとも私がWHOニュースで読んだ限りでは、WHOの文書にそのような記述はありませんでした。WHOは、いわゆる直接的喫煙であると間接的喫煙であるとを問わずに、その健康上の害について警告を発しています。それは喫煙が全世界で一年に約8百万人の死者を出し、その内7百万人が直接喫煙による死者、約120万人が間接喫煙による死者であり、社会的に大きな損失になっていることによるものです。その社会的な損失とは人的損失だけではなく、タバコ起因の疾病に係る医療費の支出も含まれます。氏は、「法的に看過できない」「望まない受動喫煙」だけを問題にすれば良いように思っているようですが、直接喫煙についても、何らかの対策を講じないとこの社会的損失を少なくすることはできません。

—* 5頁からの続き—

社会的損失を少なくするための方策は多様であり、それぞれの社会の具体的な状況によりとることのできる方策も様々です。しかし、世界的な規模で避けうる損失を少なくするために、WHOは関係国間の合意の上に「タバコ規制枠組み条約（FCTC）」を決めて、各国の取り組みを促進しようとしているのです。

これによる喫煙規制は、世界的に承認された公序というべきであり、日本もこの条約加盟国です。喫煙という幸福追求の自由、氏のいう愚行権の行使も、この全体的な制約に服すべきであることになります。もし氏の理論に基づく神奈川県条例が「法的に看過できない」「望まない受動喫煙」のみを対象にするものであるならば、その内容は、このような世界的な動向に十分適合するものではなく、どちらかと言えば、時代に立ち後れたものであることを世界に宣言するものでしょう。

もっとも、日本国全体としてもこの条約の実施状況は立ち後れた状況にあることはしばしば指摘されているところです。それは氏のような、絶対無条件自由主義者が日本に多いからかもしれません。神奈川県が喫煙に関するこのような遅れた意識の識者によって施策を講じていることは、国際化を目指す県として恥ずべきことではないでしょうか。

高名な医者の中にも、同様な意見を持っている人がいて、その意見を書籍などで広めていることは極めて残念な話です。

もっとも条約の冒頭には「職場等の公共の場における」受動喫煙防止のための措置が定められており、それを具体化すれば十分だとする考え方もないとはいえない。しかし、条約にはそれ以外に、たばこ製品の販売を促進しないための包装・ラベルについての基準、たばこの広告、販売促進、後援の禁止・制限、未成年者へのたばこ販売を禁止するための措置等が盛り込まれています。

これらの中には氏のいう「愚行権」の制約に係るものも含まれていますが、県が可能な範囲で条約の趣旨に沿った規制を積極的に行うこととは可能であり、望ましいことであるといえましょう。

■屋外の喫煙に害はないか

氏は「公共の場における」受動喫煙防止をもっぱら「屋内」における受動喫煙防止と理解し、屋外における喫煙の害については、エビデンスがないとしています。その理由は、屋外では、有害物質は喫煙以外からも生じうるからとしています。

しかし、屋外であってもその場所での喫煙が空中における有害物質の増加に寄与することは、詳細な物理的計量をしなくとも、合理的な常識的に認められる事実であるといってよいでしょう。

氏の「法的に許容できない」「望まない受動喫煙」論が、詳細な物理的計量を前提にしているな

ら、どのような計算式によって立証できるのかを自ら提示すべきでしょう。また、氏の理論が、喫煙と喫煙起因の疾病との間の因果関係を意味するとするなら、過去累次のタバコ病訴訟において、喫煙と疾病の因果関係に関する原告側弁護士の懸命な努力にかかわらず、その因果関係が裁判所によって全て排斥されてきたことを氏はどうに考えているのかを聞きたいものです。

氏のいう「法的に許容できない」程度が疾病発生程度と同じであるということであれば、氏の主張は合理性を欠くことになるでしょう。いまのところ喫煙と疾病の間には法的因果関係が立証されないことが、確定しているからです。

つまり氏のいう「法的に許容できない」受動喫煙の程度は喫煙と疾病の間の法的因果関係とは別物だということになります。それでは氏のいう

「法的に許容できない」程度とは何なのか？「閉鎖空間」における「法的に許容できない」受動喫煙防止のために必要な大気汚染の程度はどの程度なのか？それは「屋外における喫煙による大気汚染と有意義的に異なるものなのか？」と言った疑問が生じます。

屋外では、一般に風向、風速による汚染の拡散が想定され、閉鎖空間よりも汚染の程度は低くなるとは考えられますが、喫煙主体とこれによる影響を受ける主体の距離関係、すれ違いの速度、方向によっては、汚染によって影響を受ける程度が一概に閉鎖空間よりも、低くなるとは断定しがたいのではないかでしょうか。

また屋外であっても、周囲に住居等があり、屋外での喫煙が風向等により、住居等に流入、滞留する可能性を考えると、屋外での喫煙による大気汚染の影響の程度が、一概に閉鎖空間よりも低くなるとはいえないのではないかとも思われます。

屋外に多人数が往来し、少なからぬ人が喫煙することもあり得ることを考えると、付近に居住する人は、自己の家屋内部で発生させる以上の喫煙による不利益をうける可能性があります。

屋外の喫煙の害のエビデンスがないと主張するなら、むしろ当該場所にかかる喫煙が付近の空間における有害物質の増加に寄与しないことを各種の条件に基づいて自ら証明すべきでしょう。

また氏は、WHOは閉鎖空間についてのみ受動喫煙の防止を図っていると言いますが、WHOは「職場等の『公共の場』における」「たばこの煙からの保護」といっているのであって「屋外も規制せよとはいっていない」というのは独断であろうと思われます。

公道は典型的な「公共の場」であって、公道上での喫煙を制限することには、何の支障もないと思われます。

—* 6 頁からの続き —

■屋外喫煙の規制と内外の具体例

氏は路上喫煙の禁止は、受動喫煙防止の観点から根拠に乏しく、海外でも屋内は禁止だが路上はフリーだとし、その例としてオーストラリアをあげています。しかし、厚労省の「進んでいる世界の受動喫煙対策」というサイトを見ると、オーストラリアは最高レベルの規制のある国と位置づけられ、さらに「オーストラリアの留学の準備マニュアル」というサイトの「タバコ事情」を見ると、住宅地、公園、ビーチ、レストラン、パブは基本的に喫煙できません。

屋外も喫煙できるところが制限され、歩きタバコもだめ、市町村レベルでは公共の場所で喫煙してはいけないという条例を決めているところが多く、限られた地域では戸外で喫煙することや煙が他人の敷地に流れること自体が問題になることがあります。違反した場合は罰金になる、とされています。氏の紹介とはずいぶん異なっています。

日本でも自治体のレベルでいわゆる路上喫煙禁止条例を定めるところが増え、氏の指摘する大阪市もその一つです。大阪市は、2007年に禁止区域での喫煙禁止を定め、2025年に禁止区域を市域全体に広げようとしています。

これに対し氏は、路上全面喫煙禁止で屋内では規制が徹底されていないということでは、外国人が戸惑うといっています。しかし、大阪の場合、屋内の規制は大阪「府」受動喫煙防止条例によって行われ、病院・学校は敷地内全面禁止、飲食店・オフィス・事業所などは、原則屋内禁煙（専用の喫煙室でのみ喫煙可）となっているので、屋内の規制に不徹底の側面がないわけではないが、外は厳しく、中は穏やかで、外国人が戸惑うというようなことはないと思われます。

他面氏は、上記のように路上喫煙の禁止は受動喫煙防止の観点から根拠に乏しいが、歩行喫煙は他害の危険性があり論外だとしています。

その意味するところはやや不明ですが、オーストラリアのように、歩きタバコを禁止しているところもあるので、氏の見解もそれに近いのかとも思われますが、しかし、そもそも道路上での喫煙を制限することには、法的に何の問題もないと思われます。その理由は先に述べたところです。

上記の屋外の喫煙規制に関する内外の例は、今日ではインターネット上で簡単に調べることができますので、もう少し注意深くあってほしかったと思います。

■「喫煙所の設置」は時代錯誤

氏は、日本の30代40代の男性勤労者の4割近くが喫煙者であるので、彼らにタバコを吸いながら休める場所を与えるべきである、たばこの吸える喫茶店も少なくなってきているし、隠れて吸うことになると失火のおそれもある、市はたばこ税で

収入を得ているのだから、随所に喫煙所を設けることがよい、喫煙場所といつても街角に灰皿を置く程度のものでよい、としています。

ジェンダーの観点からすると同年代の女性の喫煙率にふれていないことが問題かもしれません、それはともかくこの提案は、JTが行っている「吸う人も吸わない人も」キャンペーンや喫煙所設置の働きかけを思い起こさせるものです。

この提案が、タバコ規制枠組み条約に規定する「たばこの広告、販売促進の禁止・制限」に反するのではないか、という問題は、かねてから指摘され、少なからぬ自治体で公費による喫煙所設置反対運動の対象となってきたところです。

氏はもっぱら「職場等の公共の場所における受動喫煙防止にのみ関心をもっていて、条約の他の条項に関心を持っていないのかもしれません、それでは真の受動喫煙防止に役立ちません。

これをどのように氏は考えているのか、意見を聞きたいところです。

また氏は随所に設けられるべき喫煙所は塀で囲む必要もなく、灰皿を置く程度でよいとしていますが、これで氏の得意とする受動喫煙を防止することができるでしょうか。

確かに塀で囲っても、囲わなくともこのような場所に喫煙が集中することによって、その場所から周辺に流出する排煙を防ぐことはできず、喫煙所の設置が却って当該場所周囲における受動喫煙の危険を増大させているのが実態です。

また完全な排煙無害化施設を作ることも技術的、財政的になかなか困難であるのが実情です。現に設けられている喫煙所もそこから漏れてくる排煙の防除、吸い殻の無害化、当該場所の清掃にあたる人たちに対する受動喫煙防止策に問題があること、これに対する適切な対応の実情が報告されていないことは、周知のことです。

氏にはそういう実態もよく知ってもらう必要があります。喫煙は本人にとっても第三者にとっても緩慢な身体浸潤・傷害行為、殺人行為になっていると言っても過言ではありません。

以上総じて氏には日本有数の大規模県での受動喫煙防止の責任者として、たばこを巡る諸問題について改めて認識を深め、早急に適切な行動をとるよう要望したいと思います。

そのことは当該県においても、また、この「談」を取りまとめて公表した、天下の公器たる大出版社についても等しく要求されるところです。

この「談」には、各所において「呆」談というべき内容が含まれ、真面目に反論する必要を感じさせないものではありますが、これを「放」置すると、それはそれなりに一層の有害な腐臭を発生させることになると考え、あえて問題点を指摘することとしました。

【なかにし・ゆうぞう】

禁煙を妨害する加熱式タバコ

日本禁煙学会理事 松崎 道幸

コロナパンデミック中に、紙巻きタバコをやめようとして、加熱式タバコや電子タバコにスイッチしても無駄だという調査成績が、イタリアから発表されました。

「シガレットよりも加熱式タバコなどの方が害は少ないから、加熱式タバコや電子タバコにスイッチしよう」というのが「ハームリダクション戦略」ですが、今回のイタリアの調査では、失敗に終わったようです。

「ハームリダクション専門家」が奨励する戦略が「リアルワールド」では通じないことが改めて証明されたと考えます。

【まつさき・みちゆき】

『タバコ・コントロール』誌より

(2022年10月7日号要旨)

電子タバコと加熱式タバコ使用は紙巻きタバコ喫煙を増やす：新型コロナパンデミック中のイタリアにおける前向きコホート調査。

【目的】

電子タバコと加熱式タバコが紙巻きタバコ使用中止（禁煙）を促進するかどうかは、論争的となっている。多くの調査が利害関係の不申告、あるいは隠ぺいによって信頼できる内容となっていないためもある。われわれはイタリアでの追跡調査を行った。

【方法】

18~74才の3185名のイタリア人について、2020年4~5月（ベースライン）と11~12月（フォローアップ）の2回にわたりタバコ製品（シガレット、加熱式タバコ、電子タバコ、）の使用状況に関する調査を行った。6か月間におけるタバコ製品使用状況、特に電子タバコと加熱式タバコ使用の変化を解析した。

【結果】

ベースラインで紙巻きタバコ使用歴がなかったが、電子タバコを使用していた人々は、フォローアップ時点では、両方とも使用していない人々よりも、紙巻きタバコ使用が8.8倍に増加していた。（電子タバコ使用は紙巻きタバコ喫煙のゲートウェイだった：松崎）

ベースラインで紙巻きタバコ使用を中止していた人々では、紙巻きタバコ喫煙の再発率が、電子タバコ使用があれば4.25倍、加熱式タバコ使用があれば3.32倍に増加していた。（紙巻きタバコをやめて、電子タバコ・加熱式タバコにスイッチしても、紙巻きタバコを再喫煙する：松崎）

ベースラインで紙巻きタバコ喫煙を継続していた者の85.4%はフォローアップ時も喫煙を継続していた。

フォローアップ期間中に電子タバコ使用者は1.10倍)、加熱式タバコ使用者は1.17倍増加した。

【結論】

加熱式タバコあるいは電子タバコ使用は、紙巻きタバコ使用の開始あるいは再発を増やし、紙巻きタバコ禁煙を減らしていた。

しかしながら、今回の調査成績から、電子タバコあるいは加熱式タバコ使用がタバコ製品使用を減らすための製品であるという主張は、少なくともイタリアでは支持されないと見える。

電子タバコの販売業はエッセンシャルワークか？

ニコチン依存症のイギリスの専門誌に、コロナパンデミック中の禁煙治療についての調査が紹介されています。

喫煙が増えた人と減った人がいること、リモート禁煙治療が新たな武器として登場したというリーズナブルな主張のほかに、電子タバコショップの営業をやめさせるという意見に対しては反対だという意見が表明されています。

シガレットから電子タバコ、加熱式タバコにスイッチすることが、タバコ使用の害を減らす有効な手段だという「ハームリダクション」の考えに基づくのでしょうか、ニコチン依存が続くため、デュアルユースをもたらして、シガレット使用低下には結びつかないのでですから、いかがなものかなと思います。

コロナパンデミックでは、生活に不可欠な職業や社会的機能を「エッセンシャル」と表現するようになりましたが、国や立場が違うと、タバコ製品販売も「エッセンシャル」であるという場合があることを知り、考えさせられました。

*（エッセンシャルワーク=人々が日常生活をおくるために欠かせない仕事）

デンマークの病院における喫煙状況

デンマークの喫煙率は20%である。敷地内禁煙のある病院で2020年4月、院外（敷地内）における喫煙状況を調査した結果が公表された。

その結果は、週あたり7152本の吸い殻が収集され、368名の喫煙が目撃された。吸殻の55%は喫煙所の外で収集された。また喫煙者の62%は喫煙所の外で喫煙しており、31名の病院スタッフの喫煙も目撃されていたという。

喫煙所の外での喫煙が増えていることは、新型コロナパンデミックと関連している可能性があると調査担当者は語っている。

加熱式たばこを巡って“炎上”続出 水蒸気だから迷惑かけないの大誤解

加熱式たばこにまつわる炎上が相次いでいる。

9月12日、甲子園で熊本県議が、缶チューハイを飲みながら加熱式たばこをスパスパやっている映像が公開されて謝罪をした。県議は釈明したが、近くにいた生徒は気分が悪くなつて、学校関係者が注意したが応じなかつたというマスコミ報道もあり、結局、自民党を離党することとなつた。

1月にはJR宇都宮線の電車内で、加熱式たばこを吸っていた男性に対して、ぜんそくの持病がある高校生が「やめてもらえませんか」と注意をしたところ、殴る蹴るの暴行を受けるというトラブルが大きな話題となつた。21年8月には、名古屋鉄道の車掌が走行中の列車で加熱式たばこを吸っていたことが発覚。「加熱式なら煙や臭いが残らないと思った」と述べた車掌は処分された。

なぜ「加熱式たばこ」関連のトラブルが多発しているのか。喫煙者の多くが、紙巻きたばこよりも体に悪くないので、問題にならないと考えている部分がある。友人のIQOSユーザーも「加熱式は水蒸気しか出ないから受動喫煙は大丈夫だよ」と言って幼い子どもの横でスパスパやっていた。

この「加熱式たばこ、実は紙巻きたばこよりも安全」説を補強するのが「規制」の緩さだ。

18年の改正健康増進法によって居酒屋の店内も禁煙になつたと思っているが実は違う。

■なぜ加熱式は優遇されているか

9月22日の『日経新聞』「法律クリニック」にも「同僚と居酒屋へ行ったところ、周囲の客が皆たばこ型の機器を吸っていた。煙は出ないが、独特の臭いで気分が悪くなり、店を出た。法律でたばこは喫煙室でしか吸えなくなつたと思っていたが、こうした製品は規制対象ではないのか」という相談が掲載されていた。

日経記事では、これは改正健康増進法で、店内と喫煙スペースの面積の比率は定められていないことと、加熱式たばこだけ「喫煙室での飲食」が認められているからだといふ。つまり「店舗の半を『喫煙室』とし、ごくごく一部に非喫煙スペースを設置することも可能」(同紙)といふ法律の抜け穴をついたのだ。こうすれば屋内で加熱式たばこを吸うのは「合法」なのだ。

加熱式たばこに詳しい、国立がん研究センターの片野田耕太部長はこう述べる。

「たばこ産業と関連団体の強力なロビイングとたばこ族議員の影響力によって特例扱いにせざるを得なかつたということではないか。法律が作られた当時、加熱式たばこの健康リスクに関するエビデンスがまだそろつていなかつたということもある」。一では、現在はどうか。

■「体に悪くない」という説はうそ?

片野田氏はエビデンスが増えてきたとして、「水蒸気だから体に悪くない」という説を否定した。

「たばこの葉を焼いていたのを、デバイスという機械で蒸しているだけなので、ニコチンも有害物質も確実に出ている。しかも、最近の研究では、紙巻きたばこと同様に、受動喫煙の害があることまでわかってきていている」(片野田氏)。

「ニコチンは吸い込むと10秒くらいで血液を通して脳に到達し快楽を生み出す。と言っても一時的なもので、しばらくするとまたニコチンの血中濃度が下がってイライラが始まる。つまり、ニコチンは、たばこ製品の満足度というところでは非常に重要な成分なのだ」(片野田氏)。

■加熱式たばこも同じ扱いに

「そんな大袈裟な」と反感を抱く喫煙者も多いだろうが、これは身近にあふれかえっているものを「大丈夫だろう」とリスクを過小評価してしまう心理が働いているから、と片野田氏は説明する。

「例えば、化粧品、食品、児童が使う玩具から発がん物質がわずかでも検出されたら即回収ですよね。また、もし空気清浄機や加湿器の吹き出し口から出る空気から発がん物質が検出されたら、これも当然回収や返品されてしまします。しかし、喫煙者の口から発がん物質が出ていることが検出されても“それは仕方がない”となってしまう。日本ではたばこだけが特別扱いなんですよ」。

科学的には、たばこが深刻な健康被害を招くことには多くのエビデンスが積み重なつてゐる。その半面、日本には「たばこ事業法」という法律があり、財務省が産業保護をして、税を徴収する嗜好品という位置付けだ。片野田氏は、国民の健康を守るために「目標」として、北欧諸国やニュージーランドのように「たばこのない社会」を目指していくことは必要だと述べている。

■「たばこ事業法」が守るグレーゾーン

英国では、たばこ製品を大幅に値上げして、代わりに安い電子たばこを流通させ、徐々にニコチンを減らして離脱させていくという試みもある。

ただ、日本の場合は、世界一巨大な加熱式たばこ市場が誕生した“副作用”で「電子たばこ」はほとんど流通していないという問題もある。

いくら健康被害のエビデンスが積み上がるとも「たばこ事業法」が存在する限り、日本のたばこは「グレー」のままだ。そのダブルスタンダードをさらに複雑にしているのが、「煙が出ない」

「有害物質が少ない」をうたう、加熱式たばこと言つてもいいかもしれない。今後も加熱式たばこをめぐるトラブルは増えていくのではないか。

【ノンフィクションライター 窪田順生／yahoo
ニュース 2022.10.20より要旨】

社員の喫煙率5.6%まで減少

～ゼロ達成目指す大鵬薬品工業～

大鵬薬品工業（東京都千代田区）は、社員の喫煙率が2022年5月に5.6%となったと発表した。

同社は、2023年までに社員の喫煙率ゼロ達成を目指に掲げ、2020年から取り組んでいる。

取り組んでいる主な施策は“卒煙”支援としてオンラインを含む禁煙外来費用の補助、全社員向けに喫煙の害に関する情報発信、社内セミナーなどを通した卒煙体験談の共有、喫煙者を対象とした面談などだ。

そのほか、社内ルールとして研究所、各工場の敷地内全面禁煙と、休憩時間を含め就業時間内禁煙を徹底している。さらに、喫煙の有無を部門長任命時、マネジメント職任命時、管理職昇格時、定年後継続雇用区分の考慮要素としている。新卒、中途採用は非喫煙者であることが条件だ。

同社は、取り組みの意義について「がんを主要事業領域とする生命関連企業としての責任と自覚を持ち、全社員とそのご家族、周りの人々の健康を守るために」としている。2017年に「健康宣言」を行い、喫煙率ゼロ達成はその一環という。

【yahooニュース 2022.10.20】

フルーツ風味電子たばこ販売中止

中国では「電子たばこ」についての国家基準が施行され、たばこ以外の風味がつけられた電子たばこの販売が全面的に禁止された。

ブドウ、マンゴー、メロン、スイカ……電子たばこ市場ではかつて、フルーツ風味の電子たばこが主流で、未成年者には特に人気があった。

中国疾病予防管理センターが今年5月に発表した「たばこモニタリング」によれば、中・高校生のうち「電子たばこ」の名称を聞いたことがある人は86.6%、吸ったことがある人は16.1%、吸っている人は3.6%だった。電子たばこを使用している中・高校生が最も多く利用するのはフルーツ風味の商品で、63.8%を占めていた。

「電子たばこ」の国家基準は、未成年者保護を強化する立場から、香り、使用の安全、未成年者保護などの面を詳細に定めている。

フルーツ風味の電子たばこはすべて撤廃され、チャイルドロックの付いたたばこしか扱わないことになった。また、電子商取引プラットフォームで電子たばこを検索すると「いかなる公民、法人、その他の組織も情報ネットたばこの専売品を販売してはならない」と表示している。

【yahooニュース 2022.10.23 要旨】

米有名人が実践した禁煙術

一度手を出ると中々やめられないと言われているタバコ。セレブの中には10代前半から吸い始めた人もいて、やめるのは大変だったはずです。

それでも大人になってから、あらゆる方法で禁煙に成功した米のセレブをご紹介します。

《ジェニファー・アニストン》

ドラマ『フレンズ』で知られる女優のジェニファー・アニストンは、10年ほど前に禁煙を目指して電子タバコに移行。ところが、完全にやめることはできず、その後はエクササイズに没頭することで禁煙を進めていったとのこと。

親しい女優の証言によれば、特に禁煙に効果があったのは「ヨガ」だったそうです。

《ブラッド・ピット》

アンジェリーナ・ジョリーと子育てを始めた頃に、アンジーの協力を得ながら、それまでの“悪い癖”を改めると誓ったブラッド。子どもたちにも「タバコは身体に悪い」と教えていたけれど、肝心のブラピ本人は完全にやめることは難しかつたようです。ところがある時、隠れてタバコを吸っていたところを子どもたちに見られてしまい、罪悪感に駆られて禁煙することに成功しました。

《バラク・オバマ》

第44代アメリカ合衆国大統領のバラクは、10代後半でタバコに手を出し、禁煙に苦戦した一人。そんな彼が禁煙を始めたキッカケは、妻のミシェルで、2007年の大統領選挙に出馬する条件の一つとして、バラクに禁煙を強く要求しました。

ミシェルからのプレッシャーを感じながら、本数を減らすことはできたけれど、それでも完全禁煙できなかったバラク。禁煙成功へ導いたのは「娘たちの目を見て堂々とタバコを吸っていないと言えるようになりたいから」だったという。

《ニッキー・リード》

喫煙者が多かったという映画『トワイライト』の撮影現場で、共演者のアシュリー・グリーンと共に禁煙を開始したというニッキー。その動機の一つは、若いファンたちの良いお手本になりたかったからだそうです。

そしてもう一つは、12歳からヘビースモーカーだった代償で、行動的でなくなったこと。「自分のことを大切にする人になりたい」と思うようになり、禁煙を決意。それからは「禁煙は私が成し遂げた偉業だと思っている」と話し、オープンに禁煙の道のりを語っている。現在は食事や運動を通して健康に気遣っているそうです。

【yahooニュース 2022.10.23 要旨】

◀メティア・ウォッチング▶

■9/17『東京』「藤川君、待っててくれますか」

「街のごみ拾い そのわけは…」。街でごみ拾いをする男性に記者が注目し、その「わけ」を取材。

「たばこの吸い殻。空き缶。あき袋…。素手でつかみ、レジ袋に入れている」の記述 ■9/27『日刊ゲンダイ』「『10月増税』で加熱式たばこ販売合戦が一段と熾烈に」。増税分を会社が負担する背景を「値上げによる顧客離れを防ぐとともに新たな顧客獲得のため」との見方を紹介。末尾は「…リスク低減製品としての価値観、客観的・科学的なデータをどう社会にアピールしていくのか。シェアを高めていくなかでの課題も見えてきた」とタバコ業界のウソを本当と思わせるもの(笑) ■

9/28『東京』【健康マップ】「がん死亡の4割予防可能」。①世界のがん死は年間約1000万人で、約4割は喫煙など予防できる要因によるものだったとする研究結果を国際共同研究チームが英医学誌『ランセット』に発表②チームは204の国と地域の保健データを分析。2019年にがんで亡くなった人のうち、予防可能な要因による死亡は全体の44.4%にあたる455万人で、2010年に比べ20.4%増えた③がんによる「健康に生活できる年数の喪失」の合計のうち、予防可能な要因によるものは全体の42%に当たる1億500万年で2010年に比べ16.8%増えた④がん予防可能因子のうち、最も影響が大きかったのは喫煙⑤低開発の国や地域で増加が目立っており「健康格差」を縮小する必要性を指摘⑥大阪国際がんセンター田淵貴大医師のコメント①喫煙率や受動喫煙にさらされる割合に健康格差の存在は、日本の研究でも示されている②健康格差の実態を把握し、縮小に向けた対策を講じていくことが重要 ■9/29『朝日(都内版)』「ごみ拾って競って『清掃中』」「渋谷の学生ベンチャーエンタメ」。企画の発案者・大学生の北村優斗さんについては『東京』でも取材。今回の記事で「たばこ」の記述は、①空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻、ビニール傘一「あった!」②この日回収したごみの総量は51キロ…たばこ3450本に上ったの2か所 ■10/1『日刊ゲンダイ』「値上げラッシュなのに加熱式たばこ増税」。「加熱式たばこに関する意識調査」の内容を紹介し「屋外分煙施設等の整備」を声高に叫ぶ。9/27の記事では「主要銘柄」の値上げは取りやめた、としているが、ここでは「一部の銘柄」について価格据え置きとした、と記述。残りの「大半」は値上げするから「大変だ」と思わせるご都合主義ですね(笑)

■10/4『日経』【ホーム法務Q&A】「飲食店での加熱式たばこ 経過措置で実質『全席可』も」。加熱式たばこの喫煙規制について弁護士が回答。①改正健康増進法で屋内は原則として全面禁煙②ただし、一定の基準をクリアした喫煙室を設置する

など例外要件を満たせば、店内の所定の場所で喫煙が可能③「経過措置」として「紙巻き」は喫煙室での飲食は認められないが「加熱式」は飲食可能④喫煙室と非喫煙スペースの割合は定められていない⑤店舗の大半を「喫煙室」とし、ごく一部を非喫煙スペースとしてもいいことから、利用客には「店内全てで加熱式たばこ可」に見えることもある⑥加熱式ならどこで吸ってもよい、という誤った認識の広がりを懸念、といった内容 ■10/4『毎日』「タバコと若者 海外で断つ動き」「NZ 販売禁じる改正法案提出」「マレーシア 所持と喫煙禁止法案議論」。「たばこのない社会」に向けて動き出した国(ニュージーランドとマレーシア)を取材。①NZの法案→オタゴ大のホック教授①国内のたばこ産業は「成人の儀式」のように用い、新たな喫煙層を生み出し続けてきた②有害というメッセージが伝われば、たばこのない国が実現できる③マレーシアの法案→①憲法違反だととの声②成立した場合は違憲訴訟の可能性あり ■10/14『しんぶん赤旗』「たばこの煙に『触れない世代』」。オランダの「国を挙げて喫煙率減少を目指して」いる状況を同国在住の日本人が報告。2040年までに①たばこの煙の害を受ける子どもをゼロにする②成人の喫煙率を5%にする目標を掲げている ■10/17『しんぶん赤旗(徳永慎二記者)』「喫煙者は非喫煙者の8倍強のリスク」「体調不良続くロングコロナ」。①英国の公衆衛生雑誌に発表された「ロングコロナ」罹患者のライフスタイルと健康状態②イタリアの公衆衛生関連の医学誌に発表された「コロナ感染から1年後の職場復帰状況の調査結果」を取材。「オッズ比」の解説など、読者に興味を抱かせる内容十分。末尾は調査結果を翻訳した松崎道幸医師のコメント「…喫煙者には、今後も喫煙を続けるかどうか考えていただけたらと思います」 ■10/17『下野新聞』[雷鳴抄]。540字ほどのコラム。内容は、JTの加熱式市場への「猛追」ぶりと経営改善の努力を紹介し、それを絶賛。末尾も「現実を見つめ、将来を模索する姿。それは日本が浮上するための一つの示唆なのではないだろうか」だった。冗談じゃない。JTスタイルを真似したら、国は滅びるよ(笑) ■10/18『東京(都内版)』「町に落ちているごみの種類調査」。都内小学1年生がまとめた自由研究の内容。「最も多かったのがたばこの吸い殻で、二番目に…」など ■10/21『産経』「加熱式たばこ動向さまざま」「各社、据え置きや値上げ幅圧縮」。加熱式たばこの増税に伴う小売価格の設定状況を取材。紙巻きたばこから加熱式に「切り替えた理由や加熱式の良さについて」として、ユーザーの回答を引き出している。記者が「良さ」と書くのはいかがなものか。有害情報を知らないとすれば勉強不足のそしりを免れない。【氷鉈健一郎】 11

展望台

◆日本のタバコ事情は特殊：諸外国と同様、日本でもタバコ到来後、その依存性と社会への有害性との間で蔓延と規制が繰り返された。明治になって紙巻タバコが出現し(大正12年には刻みタバコより多くなった)タバコ消費が拡大、タバコ商が約5,000人・大手2社が競合の状態になった。このような状況に税収源として目をつけた国は、1898年に「葉煙草専売法」を、1904年に「煙草製造専売制度」を実施し、タバコの製造から販売までの全てを国家が独占することにした。この世界でも珍しい(のちに麻薬様物質と分かった)タバコを国が専売するという国有化の結果、国に不利な情報は日本国内に広まることが少なくなり、1964年のアメリカ公衆衛生局長官の「喫煙は不健康の主要な原因」との発表や、1996年の「ニコチンは依存性物質」とのクリントン大統領の発表も日本ではほとんど話題にならなかった。結局、それから約40年も後の2003年5月1日に「健康増進法」が施行されるまで、日本国内では喫煙規制は殆どなく、全ての国民が二次喫煙・三次喫煙しながら暮らしていた。

◆タバコ対策は市民活動が中心：以上の事情で、日本では国家が税収益のためにタバコ事業を奨めているので、タバコ問題への対策は、国に逆らっても国民のため・国のために尽くしたい「特殊な市民の活動」が主体とならざるを得なかった。タバコ消費が増えた1977年ごろから、札幌、東京、名古屋などで、その後全国各地で数多くのタバコ問題への対策を考える市民活動のグループが数多く生まれたが、活動の基本が喫煙規制など國の方針に背くことになるので社会の理解も控えめで組織は大きく成長し難く、資金も不足がちで比較的小規模な団体にとどまって

いた。このような中で、1885年タバコ問題情報センター(渡辺文学代表理事)が発足し、今日まで月刊紙『禁煙ジャーナル』を発刊し続けている◆健康増進法の成立が大きな転機：健康増進法のごく一部に、受動喫煙規制に関する条文が含まれ、これ以降タバコ問題の運動が市民権を得たといえる。即ち「健康日本21」に示した目標に向かって市民活動家だけでなく、医療関係団体がタバコ問題に取り組み、タバコ問題の専門学会が増え、行政も健康問題としてタバコ問題に取り組めるようになったことはとても大きな意義があった。健康増進法は文字通り国民の健康全般に関する法律で「タバコ問題」は受動喫煙に限定されたが、受動喫煙を規制することは全ての喫煙の規制に通じ、それは全ての健康向上に通じ、本法は日本国民の健康に最も大きく寄与した法律の一つと言える。これが実現した陰には、市民団体の長年の努力と関係省庁の中堅・若手の担当者の働きが大きかったと思われる一方で、時代に無理解な議員が(事情はいろいろだが)少なくなったことも無関係ではなさそうだ。今後もこの風を大切にしたい。

【中久木一乗】



【雑記帳】映画ファンの方はご存知だと思いますが、本編の上映前に必ず「予告編」とか「鑑賞の際の注意」が大きな画面に映されます。問題なのはJTの「イメージ広告」です◆例えば会社の会議で、若手社員が新しい企画を提案し、ベテラン社員がその企画を褒める、そこで「人の時を想う JT」というナレーションが入ります。また、下宿している青年に、故郷の母親から食料品がダンボールで送られてきて、それを開けて母親に感謝する。そこで「人の時を想う JT」とナレーション。全くタバコの「タ」の字も出てきませんが、何か良いことをやっている会社、というイメージを盛んに売り込んでいます。これはもちろん国際条約(FCTC)に反している「広告」ですが、これを禁止させるにはどうすればよいか、考えています◆『中央公論』の玉巻弘光氏の「談話」には呆れました。もともと同氏は非喫煙者ながら、タバコ規制にはかなり甘い意見を述べていたことを思い出しています。同氏の談話全文をワードに打ち換えて、メール網で紹介したところ、かなり多

ポイ捨てを拾う団体記事自立つ
ところが裏にJTの影が
甲子園熊本県議がタバコ吸う
メディアも追及自民党を離党
日本医師会が朝日広告で訴える
新型タバコも吸っちゃだめだよ
JTが福島民報で悪あがき
共存社会の訴えは欺瞞
富美里
加熱式の受動喫煙増えてきた
大学と研究機関で警鐘鳴らす

無煙賛歌

くの方々から厳しい批判が寄せられました。特に、齊藤由美氏と、中西又三氏から、鋭い批判が寄せられましたので、ご高覧下さい◆なお「玉巻談話」をご希望の方は、B5:4頁にまとめてありますので、ご一報願えればコピーをお送りします。(文)